

医療的ケア部会 実績報告

(令和5年12月末現在)

1 開催回数

部会2回

2 部会員の構成

区職員 9人 区内障害者施設関係代表者等 4人
「医療的ケア部会 委員名簿」のとおり

3 報告事項

(1) 医療的ケア支援ガイドブックの発行を行った。令和5年10月発行。

(2) 活動報告

令和5年度は、医療的ケアコーディネーターの連携を図ることを目的に意見交換を行った。

日時	部会/ 分科会	内容
7月25日(火)	第1回部会	・医療的ケアガイドブックの進捗状況の報告 ・都の医療的ケア児支援センターから概要の説明 ・令和5年の作業部会の設置について 医療的ケア児等の支援体制、医療的ケア児コーディネーターの配置計画
1月17日(水) (予定)	第2回部会	・葛飾区の医療的ケア支援体制について ・作業部会報告

4 今後の方向性

医療的ケア児コーディネーターの連携を踏まえ、医療的ケア児の情報共有の方法など必要な施策を検討していく。

医療的ケア支援 ガイドブック

～地域で安心して暮らしていただくために～

葛飾区



令和5年(2023)10月発行

発行/葛飾区

編集:葛飾区福祉部福祉課

:葛飾区健康部地域保健課



医療的ケア児等の支援体制

医療的ケア児等コーディネーターの在籍する部署

【自治体】障害福祉課 保育課 保健センター 子ども発達センター 障害者施設課

【民間】相談支援事業所 なないろ

目指していく将来像

- 医療的ケアを必要とする児（者）の保護者が1人で抱え込まず身近に相談できる体制を作る
- 医療的ケア児等の個性を重視し多様な支援機関でネットワークを構築する

活動に係る課題

- 医療的ケア児等コーディネーターの人材の確保・育成
- 医療的ケア児等コーディネーターのネットワーク形成・情報連携
- 自治体内における医療的ケア児等コーディネーターの位置づけ。支援体制をどのように構築するか
情報共有の方法
- 民間の相談支援事業所が少ない

基幹相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置する

- ・保健センターや子ども発達相談部門、通所部門や保育所などの職員にコーディネーター研修の受講を勧めていく。
- ・異動などで不在にならないように、計画的に受講してもらいコーディネーターを増やしていく。

相談対応

- ・医療的ケア児の家族からの相談を受ける
- ・他部署の専門職や関係者と協力しながら対応していく
- ・病院のソーシャルワーカーや医療的ケア児支援センターとの連携
- ・医療的ケア児の退院前のカンファレンスなどにも参加し、保健師や訪問看護師とも連携し、生活環境を整えていく。
- ・就学以降も継続的な支援を行うために個人情報情報の共有方法を検討

事例検討 研修会

- ・医療的ケア部会の下部組織である作業部会において事例検出や研修会を実施し、課題の抽出や情報共有を行う。
- ・市内連携情報交換会の実施
- ・医療的ケアコーディネーターの情報交換の場を設ける。
- ・保育園との連携
- ・医療的ケア児の災害時の対策について検討

民間の医療的ケア等コーディネーターを増やしていく取り組み

- ・基幹相談支援センターの人材育成部門と連携
- ・地域における人材の確保
- ・コーディネーターへの支援
- ・普及・啓発・周知

医療的ケア児支援のための マイノート (案)

(調整中)

マイノートは、お子さんの健やかな成長を記録し、乳幼児期から一貫した支援に役立つツールとして役立てていただける内容となっております。また、緊急時の資料とさせていただきます。

項目すべてをうめる必要はありません。必要なところだけを利用してください。

また、マイノートは毎年の確認・訂正をお願いいたします。訂正は二重線、追加は変更年月日を含めて余白に記入してください。訂正・追加はいずれも黒インク以外をご使用ください。

訂正が広範囲になった場合には、新しい用紙をご利用ください。

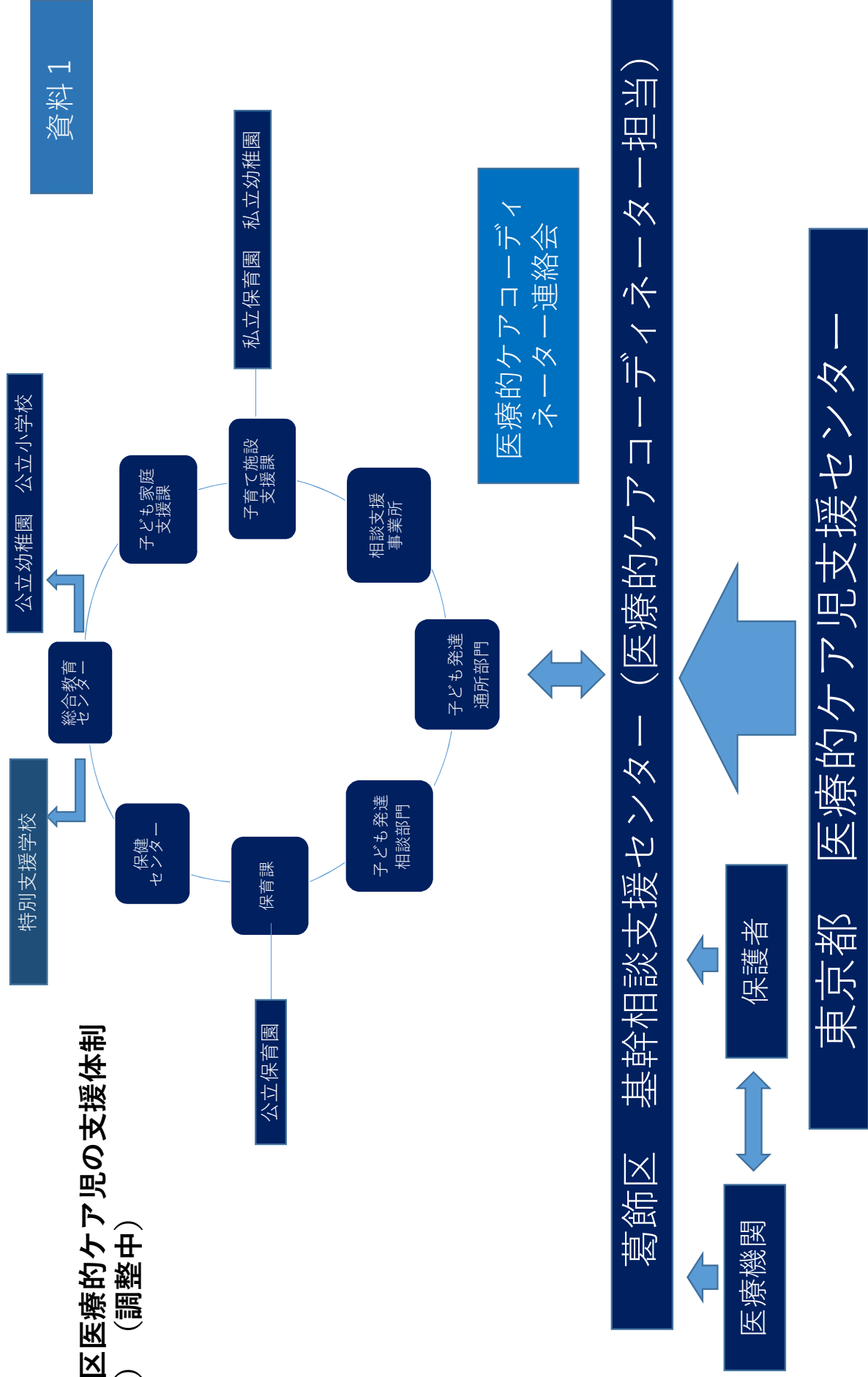
初回記入日：令和 年 月 日

フリガナ		性別	生 年 月 日
お子さんの 氏名		男 女	年 月 日
保護者氏名		続柄	
住所			電話
緊急 連絡 先	続柄 ()		電話
	続柄 ()		電話

※ この医療的ケア児支援のためのマイノートには個人情報に記載されています。
関係機関の方は、取り扱いに十分なお配慮とご注意をお願いいたします。

お問い合わせ 葛飾区障害福祉課 相談係 電話 03-5654-8628

葛飾区医療的ケア児の支援体制 (案) (調整中)



葛飾区医療的ケア部会委員名簿(令和5年度)

団体種別	備考
葛飾区医師会訪問看護ステーション	
葛飾区重症心身障害児(者)を守る会	
東京都教職員研修センター	
水元小合学園	
障害福祉課長	会長
障害者施設課長	区職員
地域保健課長	副会長
保健予防課長	区職員
青戸保健センター所長	区職員
子育て施設支援課	区職員
保育課長	区職員
学校教育支援担当課長	区職員

医療的ケア部会設置要領

令和4年6月3日
4葛福障第248号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）

第2条第1項に規定する医療的ケアが必要な状態にある障害児者が適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱（平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁）第7条の規定に基づき、医療的ケア部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療的ケア児者の実態把握、個別の支援に関すること。
- (2) サービスや地域資源の共有及び施設の利用促進に関すること。
- (3) 医療的ケア児者の支援にかかる関係機関相互の情報及び課題の共有に関すること。
- (4) その他医療的ケア児者の支援に必要な事項

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる部会員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、地域保健課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、具体的な取組を検討するための作業部会を設置することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第 6 条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要領は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5 年 8 月 3 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

障害福祉課長	会長
地域保健課長	副会長
障害援護担当課長	
障害者施設課長	
保健予防課長	
青戸保健センター長	
保育課長	
子育て施設支援課長	
学校教育支援担当課長	
特別支援学校代表	
特別支援教育関係者	
医療的ケア児者保護者等	
医療的ケア児者関連事業者等	